

長野県特別職報酬等審議会資料

30. 5. 29

(ページ)

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 答申案 | 1 |
| 2 | 知事及び副知事の1年当たりの収入の状況 | 7 |

平成30年（2018年）5月29日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県特別職報酬等審議会

会長 樋口 一清

県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の改定について（答申）

平成30年4月13日に貴職から諮問があった県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の改定とその改定の時期、その他必要な事項について、本審議会は、4月13日、5月9日及び本日の3回にわたり、慎重に審議を行いました。

その結果、次のとおり答申します。

1 本文

(1) 議員報酬及び給料の額

県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について、次のとおり改定することが適当である。

		②案（+1.28%）	③案（+1.15%）
議長	月額	997,000円	996,000円
副議長	月額	872,000円	870,000円
議員	月額	814,000円	813,000円
知事	月額	1,294,000円	1,292,000円
副知事	月額	997,000円	996,000円

(2) 退職手当の支給基準

知事及び副知事の退職手当の支給基準について、支給割合を次のとおり改定することが適当である。

知事	1月につき	100分の53
副知事	1月につき	100分の38

(3) 退職手当の支給方法

知事等が再任した場合の退職手当の支給方法については、原則として、任期を通算して支給するものとし、本人が申し出た場合には任期ごとに支給することも可能となるよう、改正することが適当である。

(4) 改定の時期

議員報酬及び給料の額、退職手当の支給基準の改定並びに退職手当の支給方法の改正は、経過措置を設けず、速やかに実施することが適当である。

2 改定理由等

(1) はじめに

本県の特別職の報酬等については平成25年7月に改定されて以降、5年が経過するところである。

この間の本県の一般職の給与改定状況を見ると、月例給については1.15%の引上げが行われ、退職手当については本年4月から3.37%の引上げが行われている。

あわせて、この間の他都道府県の状況を見ると、知事の給料月額等については10都府県において、退職手当の支給基準については28都道府県において見直しが行われている。

また、退職手当の支給方法については、退職所得に係る税制改正直後の平成25年5月に開催した本審議会において審議がされたが、任期ごととすべきか通算とすべきかについて両意見が出る中で、今後の他都道府県の状況を見る必要性を挙げつつ、結論としては一致した意見には至らなかった経緯がある。

本審議会は、このような経過を踏まえ、本県の特別職の報酬等について、現状における適正な水準等を審議した。

(2) 改定に当たっての基本的な考え方

検討に当たり、本審議会として基本的にどのような考え方をすべきかについて、審議の過程において委員から次のような意見が出された。

- ① 特別職の報酬等は、低ければよいというものではなく、その職に見合った額を支給することが望ましい。
- ② 人事委員会勧告に基づいて改定されてきた一般職の状況を考慮する必要がある。
- ③ 県勢指標が本県と類似した県との比較に加え、財政力指数の同一グループの県との比較も参考となるものとする。
- ④ 他都道府県との比較に当たっては、退職手当も含んだ任期4年間の総支給額を確認する必要がある。
- ⑤ 知事の職責を考慮すると、退職手当を含んだ総支給額が民間役員の額と比べて高いというわけではない。
- ⑥ 給料月額を引き上げる方向、退職手当は引き下げる方向という民間の状況を踏まえるほうがよい。
- ⑦ 退職手当の支給方法については、退職所得に係る税制改正から5年が経過する中での他県の対応状況を確認する必要がある。また、民間においては任期ごとではなく通算しているという状況を踏まえる必要がある。

これらの意見を踏まえて、本審議会としては、本県の一般職の状況、県勢指標が本県と類似する県の状況、財政力指数の同一グループの県の状況、退職手当の支給方法について改正を行った県の状況等を、改定を検討するための基本的な考え方とした。

(3) 議員報酬及び給料の額について

本県の特別職の報酬等を改定した平成25年7月以降、人事委員会勧告に基づき、本県の一般職の給与は1.15%の引上げが行われている。

また、議員報酬及び給料の額は、県勢指標が本県と類似する県と比べると低い水準、財政力指数の同一グループの県と比べても若干低い水準であると言える。

②案 (+1.28%)

このような中で、退職手当を含んだ総収入という視点を踏まえると、必ずしも一般職の給与改定率をそのまま用いるのではなく、合理性を説明しうる範囲内において、独自の改定率を用いる余地があるものとする。

県勢指標が本県と類似する県の状況を基本的な考え方とした場合には、2.15%の引上げとなるが、この率は、一般職の給与改定率(1.15%)との乖離が大きく、この考え方を採用することは困難とする。

一方、財政力指数の同一グループの県の状況を基本的な考え方とした場合には、1.28%の引上げとなる。この率は、一般職の給与改定率よりは高いものの、知事等の退職手当を含んだ総収入の全国順位(知事26位)は変わらず、引き続き全国中位に位置することとなる。

これらのことを総合的に勘案すると、議員報酬及び給料の額については、現行から1.28%引き上げることが適当とする。この場合の端数処理については、従前の例にならい、改定率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てることとする。

③案 (+1.15%)

このような中で、本県が、これまで、引下げ改定時(平成20年及び平成25年)においても、民間の賃金実態を反映した人事委員会勧告に基づいた一般職の給与改定率を考慮して改定を行ってきたことを踏まえると、一般職の給与改定率を基本とし、議員報酬及び給料の額については、現行から1.15%引き上げることが適当とする。この場合の端数処理については、従前の例にならい、改定率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てることとする。

なお、委員からは、今後の課題として、退職手当を含んだ総収入という視点や、民間における給料月額引上げ、退職手当の引下げという方向を踏まえる視点も重要であるとの意見もあった。

(4) 退職手当の支給基準について

退職手当は、退職時の給料月額に支給割合及び勤続期間（在職月数）を乗じて支給額を算出しており、知事等常勤の特別職のみに支給される。

本県の一般職の退職手当は、本年4月から3.37%の引下げが行われている。

本県の知事及び副知事の退職手当の支給割合は、県勢指標が本県と類似する県と比べると若干低い水準であると言える。

一方で、財政力指数の同一グループの県と比べると、知事は若干高い水準、一般職の退職手当引下げを受けて改定を行った県の状況を考慮しても、知事及び副知事は若干高い水準であると言える。

このような中で、本県が、前回引下げ改定時においても、支給割合の改定率が一般職の退職手当引下げ率に均衡することを考慮してきたこと、さらには、民間においては退職手当を引き下げる方向であるということ踏まえ、この一般職の退職手当引下げ率を基本とし、支給割合は、知事については100分の53（現行100分の55）、副知事については100分の38（現行100分の40）とすることが適当と考える。

(5) 1年当たりの支給額の状況

(3)及び(4)のとおり改定を行った場合の年間支給額（議員報酬及び給料並びにこれらに期末手当を加えた額）及び退職手当の支給額は、次の表のとおりとなる。

②案（改定後）

（単位：万円、（ ）内は他都道府県の順位）

	議員報酬・ 給料(月額)	期末手当 (年額)	年間支給額	現行と の対比	退職手当 (1期)	現行と の対比
議長	99.7	477.1	1,673.5(18)	20.2	—	—
副議長	87.2	417.3	1,463.7(22)	18.5	—	—
議員	81.4	389.5	1,366.3(23)	16.8	—	—
知事	129.4	619.2	2,172.0(24)	26.9	3,291.9(32)	△82.0
副知事	99.7	477.1	1,673.4(26)	20.1	1,818.5(35)	△72.7

③案（改定後）

（単位：万円、（ ）内は他都道府県の順位）

	議員報酬・ 給料(月額)	期末手当 (年額)	年間支給額	現行と の対比	退職手当 (1期)	現行と の対比
議長	99.6	476.6	1,671.8(18)	18.5	—	—
副議長	87.0	416.3	1,460.3(22)	15.1	—	—
議員	81.3	389.0	1,364.6(23)	15.1	—	—
知事	129.2	618.2	2,168.6(24)	23.5	3,286.8(32)	△87.1
副知事	99.6	476.6	1,671.8(26)	18.5	1,816.7(35)	△74.5

(現 行)

	議員報酬・ 給料(月額)	期末手当 (年額)	年間支給額	退職手当 (1期)
議長	98.5	471.3	1,653.3(21)	—
副議長	86.1	412.0	1,445.2(28)	—
議員	80.4	384.7	1,349.5(24)	—
知事	127.8	611.5	2,145.1(28)	3,373.9(29)
副知事	98.5	471.3	1,653.3(31)	1,891.2(33)

(6) 退職手当の支給方法について

平成25年1月からの退職所得に係る税制改正により、勤続5年以下の法人役員等の退職金について2分の1課税が廃止され、同年5月に開催した本審議会において、退職手当の支給方法については、今後の他都道府県の実況を見る必要があるとの意見があった。

もとより、税制改正の趣旨からして、地方公共団体の長にそのまま当てはめることは疑問との考え方もあり、また、民間においては、任期ごとではなく通算して支給しているという状況がある。

他都道府県においては、通算して支給することを可能とする県は、税制改正直後の平成25年4月時点では1県のみであったところ、その後増加し始め、本年4月時点では10府県となっている。その内訳としては、8府県が、任期を通算して最終退職日に支給することを原則とし、本人が申し出た場合には任期ごとの支給も可能とする方法としている。これまでの経過を見ると、このように今後も、通算を行う支給方法が広がっていくことも考えられるところである。

このような民間や他県の状況を考慮すると、知事等が再任した場合の退職手当の支給方法については、原則として、任期を通算して支給するものとし、本人が申し出た場合には任期ごとに支給することも可能となるよう、改正することが適当である。

知事の1年当たりの収入の状況

(単位:万円)

	給料 A		期末手当 B		退職手当 C		1年当たりの収入	
	(月額)	順位	(年額)	順位	※ (1年当たり額)	順位	(A×12+B+C)	順位
2.15% 引上げ	130.5	17	624.4	18	830.0	31	3,020.4	23
1.28% 引上げ	129.4	22	619.2	24	823.0	32	2,995.0	26
1.15% 引上げ	129.2	22	618.2	24	821.7	32	2,990.3	26
現 行	127.8	28	611.5	27	843.5	29	2,988.6	26

副知事の1年当たりの収入の状況

(単位:万円)

	給料 A		期末手当 B		退職手当 C		1年当たりの収入	
	(月額)	順位	(年額)	順位	※ (1年当たり額)	順位	(A×12+B+C)	順位
2.15% 引上げ	100.6	26	481.4	25	458.7	35	2,147.3	26
1.28% 引上げ	99.7	26	477.1	26	454.6	35	2,128.1	30
1.15% 引上げ	99.6	26	476.6	26	454.2	35	2,126.0	31
現 行	98.5	30	471.3	31	472.8	33	2,126.1	31

※ 退職手当の1年当たり額は、1任期(48月)の額を4で除した値